

令和7年度 東京大学入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所等	日 時：令和8年3月6日(金)13:00~14:30 開催方法：オンライン開催	
委 員	委員長 竹内 啓博 (公認会計士・税理士) 委 員 清水 幹裕 (弁護士) 委 員 蟹澤 宏剛 (大学教授)	
審議対象期間	令和7年1月1日から令和7年12月31日までに契約締結した案件	
抽出案件(合計)	6 件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立ては無し。 抽出案件の個別審議に当たっては、委員長を含む全委員が全案件の審議を行った。
工 事	4 件	
一般競争入札	2 件	
随意契約	2 件	
設計・コンサルタント業務	2 件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	1 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問およびそれに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	な し	

質 問	回 答
1. 東京大学において発注した建設工事及び設計・コンサルタント業務について ・特になし	
2. 再苦情申し立て状況報告について ・特になし	
3. 談合情報等報告について ・特になし	
4. 審議対象工事及び設計・コンサルティング業務の抽出について ・特になし。	
5. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出条件の審議について	
①(丹生川)宇宙線研究所附属乗鞍観測所(Ⅰ期)改修その他工事	
作業員が施工場所までに毎日往復2時間かかる点については、予定価格の算出においてそのコスト分を積算していたか。	平地での1日の労働時間の8時間を見込めないため、入札時から労務費を割り増しして積算していた。
立地や施工条件が厳しい中で、契約に至ることができたことは評価できる。	
②(本郷)(仮称)ダイバーシティ&インクルージョン棟(B棟)新営機械設備工事	
随意契約協議時に何者に見積もりを依頼したか。	5者に依頼を行ったが、応じた者は1者であった。
設備の技術者不足については、来年度以降さらに状況が厳しくなることが予想される。資格要件の緩和や予定価格の積算を見直す必要があるのではないか。	今年度競争参加資格要件の拡大を行い、一定の効果も出ていると認識している。
不落・不調を踏まえた随意契約はどのような手続きを行ったのか。	本学契約事務取扱規定32条第1項第八号を根拠とした、入札時の仕様や予定価格を使用した随意契約を目指す。しかし先の①の工事は予定価格及び仕様の変更、本工事については、予定価格を変更しないと契約は不可能と判断した。なおかつ、これ以上調達手続に時間をかけると施設整備事業に多大な影響を及ぼすことから、この状況下では、変更後の仕様及び予定価格で随意契約協議に応じた唯一の業者と契約する以外に方法がないと判断し、本学契約事務取扱規定32条第1項第一号を根拠とした随意契約を締結した。
③(本郷)文学部3号館外壁改修工事	
①及び②と比べ、応札者が多数であった理由は何か。	外壁改修工事という、特定の業種に限定される工事であったためと考えられる。
低入札価格調査を行った結果、契約に至らなかった事例はあるか。	低入札価格調査は文科省の規程を準用して行い、入札価格が低廉ではあるが契約の内容に適合した工事の履行がなされる理由を確認しているが、少なくともここ数年では契約に至らなかった事例はない。

④(本郷)情報基盤センター本館改修(設備)設計業務	
技術者に求める実績の同種業務と類似業務の違いが評価にどう表れるのか。	設計プロポーザルの評価においては、傾斜配点として、類似業務よりも同種業務に対する設計実績の方が高い評価を取得する設定としている。本設計プロポーザルにおいては、同種業務は類似業務の設定に建物種別や階層の条件を付すことで、類似業務より範囲を狭めており、評価係数を、同種業務が類似業務の倍となる設定であった。
⑤(本郷)赤門改修その他工事監理業務	
一般的に重要文化財の改修工事を行う場合は、特定の条件が必要なのか。文化財建造物保存技術協会は、重要文化財の工事監理に求められる技術者を有しているのか。	文化財建造物の保存修理工事では、文化庁が承認した「文化財建造物修理主任技術者」が工事監理を行う必要があり、同社はこの技術者を有している。
本業務は、そのような技術者を有する業者しかできないと認識する。	
⑥(白金台)附属病院A棟他中央監視制御装置改修工事	
令和6年度より、参加者拡大のために、入札参加条件に配置予定技術者の工事経験を問わない方針に変更しているが、今後も見直しを図っていく必要があると思われる。	今年度も参加資格要件の拡大を行い、一定の効果も出てきていると認識している。今後も見直しを図っていく。
不落随意契約協議における金額のすり合わせはどのように行っているのか。	予定価格は開示しないが、各項目で本学の認識と見積り者の積算内訳の認識が異なっていないかの確認等を行い、適正に見積額を修正できる余地を検討する作業を行う。